

下町でんき電気供給約款（別紙）

下町でんきスローエナジープラン(再エネ 100%プラン)

下町でんき電気供給約款に基づき、お客様へ提供する電力メニューに付帯するサービスとして、相対の契約による再生可能エネルギー(FIT でない太陽光発電電力、風力発電、その他)を電源構成とした電力と、当該の非化石証書(環境価値)をお客様がご利用される電力量と同量を付帯サービスとして提供します。

電源構成

スローエナジープランは当社が相対で契約している再生可能エネルギー発電所(主に FIT 制度によらない太陽光発電所)の発電量が、お客さまがお使いになる電気の量を総量で上回ることをもって再生可能エネルギー100%とし、環境価値を有した“CO2 排出量ゼロ”とみなされる電気です。

(イ)適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを当社が承諾した場合に、下町でんきスローエナジープラン(再エネ 100%プラン)を適用します。

- ① お客さまが、下町でんき電気供給約款(以下「電気契約」といいます。)の契約者であり、かつ、下町電灯 B、または、下町電灯 C を選択していること。
- ② 下町動力の契約は、従量電灯とのセットで契約されていること。

(ロ) サービス料金

- ① (イ)の使用電力量に対して下記料金表に示す、サービス料金 0.5 円/kWh(税込)を加算した電力量料金単価を適用します。
- ② 下町でんきスローエナジープラン(再エネ 100%プラン)の電源は、主に FIT 制度によらない太陽光発電所由来のため 下町でんき約款 別表 2 燃料費調整 における燃料費調整を加減算しないものとします。

下町でんきスローエナジープラン料金表(サービス料金加算済単価表示)

下町電灯 B		契約アンペア	単位	料金(税込)
基本料金		30 A	1 契約	850.29 円
		40 A	"	1,133.72 円
		50 A	"	1,417.15 円
		60 A	"	1,700.58 円
電力量料金	第 1 段階料金	120 kWh まで	1 kWh	29.30 円
	第 2 段階料金	300 kWh まで	"	35.64 円
	第 3 段階料金	上記超過	"	39.30 円
下町電灯 C			単位	料金(税込)
基本料金			1kVA	283.43 円
電力量料金	第 1 段階料金	120 kWh まで	1 kWh	29.30 円
	第 2 段階料金	300 kWh まで	"	35.64 円
	第 3 段階料金	上記超過	"	38.39 円

下町電灯 B/下町電灯 C の計算式		
基本料金	下町電灯 B	アンペア毎の記載基本料金
	下町電灯 C	基本料金単価 × 契約電力
電力量料金	第 1 段階料金単価×第 1 段階使用量 + 第 2 段階料金単価×第 2 段階使用量 + 第 3 段階料金単価×第 3 段階使用量	
料金	基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金	

下町動力			単位	料金(税込)
基本料金(実量制・主開閉器)			1kW	1,092.92 円
電力量料金	夏季	毎年 7 月 1 日～9 月 30 日	1 kWh	26.89 円
	その他	毎年 10 月 1 日～6 月 30 日	1 kWh	25.38 円
低圧電力の計算式				
基本料金	料金単価 × 契約電力			
電力量料金	「夏季」または「その他季」の料金単価(税込)× 使用電力量			
料金	基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金			

(ハ)実施期日

下町でんきスローエナジープラン(再エネ 100%プラン)は 2026 年 3 月 1 日より適用します。

(ニ)適用期間

- ①下町でんきスローエナジープラン(再エネ 100%プラン)の適用開始は、原則として当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する検針日とします。
- ②下町でんきスローエナジープラン(再エネ 100%プラン)の適用期間は、①に定める適用開始日から付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、お客さまからお申し出が無い限り、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

(ホ)適用廃止

当社は、お客さまが(イ)適用条件を満たさないことが判明した場合には、下町でんきスローエナジープラン(再エネ 100%プラン)適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

① 電気の契約を解約する場合

下町でんき電気供給 22 供給の停止または 32 電気供給契約の終了または 34 解約による解約日

③ 下町でんきスローエナジープランのみ停止のお申し出等、①以外の事由による場合当該事由発生日の直後の電気計量日、なお、当該事由発生日の直後の電気計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(ニ)で定める解約日

(へ) 下町でんき スローエナジープラン(再エネ 100%プラン)の変更および廃止

- ① 当社は、下町でんきスローエナジープラン(再エネ 100%プラン)を変更する場合には、下町でんき電気供給約款 30 電気供給約款の変更に従います。
- ②当社は、下町でんきスローエナジープラン(再エネ 100%プラン)を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- ④ 下町でんきスローエナジープラン(再エネ 100%プラン)の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、下町でんき電気供給 30 電気供給契約の変更(2)および(3)に従います。